

新たな税務取り扱い(案)の内容については以下の通りです

ピーク時返戻率	項 目	取 扱
50%以下	資産計上不要	全額損金算入
50%超～70%以下	資産計上期間	保険期間開始～前半4割期間 ※一被保険者の年換算保険料合計額が20万円以下の場合は資産計上不要
	資産計上方法	前半 3 / 4期間経過後から均等取崩し
	資産計上割合	支払い保険料 × 0.4 (6割損金参入)
70%超～85%以下	資産計上期間	保険期間開始～前半4割期間
	資産計上方法	前半 3 / 4期間経過後から均等取崩し
	資産計上割合	支払い保険料 × 0.6 (4割損金参入)
85%超	資産計上期間	①：保険期間開始～解約払戻率ピーク時まで ②：①の期間経過後において、年換算保険料に対する解約払戻金の増加割合 (※)が0.7を超える期間があれば、保険期間開始からその期間の終わりまで ③：①また②の期間が5年未満の場合は、5年間 (保険期間10年未満の場合は、保険期間の 1 / 2 期間)
	資産計上方法	解約払戻金額のピーク年度経過後から均等取り崩し なお、③の場合は、資産計上期間の経過後から均等法崩し
	資産計上割合	当初10年間：支払い保険料 × ピーク返戻率 × 0.9 11年目以降：支払い保険料 × ピーク返戻率 × 0.7

※ (当年度の解約払戻金額 - 前年度の解約払戻金額) / 年換算保険料